

「特別支援教室と学校経営

～学校管理職の視点からの再考～

東京都公立学校情緒障害教育研究会会長

墨田区立業平小学校長 伊藤 康次



新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見えない中ではありますが、社会は少しずつ以前の姿を取り戻そうと動き、学校教育もまた、日常の授業はもちろんのこと、学校行事等においても感染症対策を講じながらもその充実を目指しています。

本学会長として、二期目を終えようとしている今、改めて、特別支援教室と学校経営について、管理職の視点から一考してみたいと思います。

◇「拠点校」と「巡回校」…その違い

特別支援教室拠点校の校長を務めていた頃は、巡回指導の先生方とも日常的にコミュニケーションをしたリ、校内を巡りながら、教室の中の様子を見たりするなど、いわゆる授業観察や自己申告の面接とは違う、インフォーマルな関わりが多かったかと思っっています。このような関わりの中で、教室運営上の課題や支援を必要としている児童の様子、教材や

指導方法などの情報を入手することができ、そのことが校内委員会や特別支援教育体制の充実に大いに役立っていたと感じています。

しかし、巡回校に異動してみると、拠点校と比して、著しく情報が少ないことに年度当初は戸惑いました。それと同時に、拠点校長時代には見えなかった特別支援教室の課題が浮かび上がってきました。

それは、かなり意図的に、巡回指導の先生方と自校の先生方との情報交流の場を設けるとともに、管理職として、自らが積極的に巡回指導の先生方とコミュニケーションを図らなければいけないということでした。

一見、当然のように思えることなのですが、巡回指導の先生方は、本務校に戻ることも多いので、コミュニケーションの時間が限られているという現実を巡回校に勤務して改めて実感しているのです。

◇学校経営方針への位置付け

～その具体的な姿は？～

令和四年四月十九日、調布市グリーンホールで行われた総会の席上、私自身の今年度の研究の課題として、「拠点校との連携」、「特別支援教室を軸にした組織的な特別支援教育体制の充実」を掲げました。

「特別支援教育の充実」は、学校経営方針にも位置付け、特別支援教育全体計画も作成しています。学年毎の校内委員会も特別支援教育コーディネーターを中心に、時間を掛けてじっくりと児童の実態について協議を深めています。

しかし、私自身に大いに反省点があるのです。それは、管理職としてどのように本校の特別支援教育が推進されているのか？ 子供一人一人の指導目標や指導の内容はどのようなになっているのか？ 巡回指導と学級での指導との関連性は？ 巡回指導の先生方と通常の学級の先生方との情報連携は？

学校経営方針に位置付けている内容について、もっと具体的な推進計画を立案し、実行しなければいけないことを痛感しています。

◇「秋季セミナー」に学ぶ

～都情研での活動を学校経営に生かして

令和四年度は、三年ぶりに「秋季セミナー」を単独で、かつ、集合型で開催いたしました。「原則の指導期間」という問題について、今一度、原点に立ち返り、「指導目標の設定」

という視点から、1年間の区切りとしてしっかりと評価を行い、より適切な指導へとつなげていくことについて協議を深めることができました。その中で改めて、管理職として、「指導目標の設定と原則の指導期間」について、支援を必要としている児童・生徒の思いや保護者の願いを大切に受け止めながら、支援体制を構築していくことができる専門性を持たなければならぬと意を強くいたしました。その第一歩として「特別支援教室における子供たちの学びの様子を見る」ことから学校経営方針のあり方を見つめ直したいと考えています。

結びに、本会の運営に多大なるご尽力をいただきました皆様に感謝申し上げます。

◆令和五年度「定期総会」案内

【日時】

令和五年四月十八日(火)

十四時開始予定

【場所】

たましんRSJCホール

(立川市市民会館)大ホール

【記念講演】

(講師)前新宿区特別支援相談員

長谷川 安佐子 先生

※新型コロナウイルスの状況や社会情勢等を踏まえ、中止する場合があります。参加申込及び実施や中止等のお知らせは全て「都情研ホームページ」より行います。(申し込み開始は四月一日の予定です。)



研修会名	企画	期日	時間	場所	内容・テーマ・演題	講師等	参加者数
第5回ブロック研修会 (専門研修)	東	10月11日	14:30	葛飾区立上平井小学校 体育館	「個の苦しさに応じた指導 内容の組み立て方」	前新宿区特別支援相談員 長谷川 安佐子 先生	75
	北			北区立王子第五小学校 体育館	「児童・生徒の将来を見通 した 特別支援教育とは ～青年期の当事者からの メッセージ～」	早稲田大学教職大学院 非常 勤講師 早稲田大学発達障害部門会顧 問 長岡 恵理 先生	119
	南			世田谷区立松沢小学校	「特別支援教室 仕事の ヒント」	西東京市教育支援アドバイザー 渡辺 圭太郎 先生	88
	多摩南			府中市立府中第五小学 校 体育館	「教室で求められる学習 動作の指導について～演 習を通して、児童・生徒の 課題の見立てや支援方法 を見直す～」	神奈川県立保健福祉大学リハ ビリテーション学科 作業療 法学専攻 大学院保健福祉学 科研究科教授 笹田 哲 先生	102
	多摩北			昭島市立光華小学校 体育館	事例研修「児童の見立てを 考える～集団参加が難し い3年生の事例を通して ～」	Space Zero PDD 心理教育 研究所所長(元福島大学大 学院教授) 水野 薫 先生 (事例発表)昭島市立光華小 学校主任教諭 佐藤 舞 先生	104
第5回ブロック研修会 合計(人)							488
第3回都情研セ ミナー	本部	11月15日	14:30	台東区立浅草 公会堂ホール	(1) 都情研実態調査報告 (2) パネルディスカッショ ンテーマ「特別支援教室にお ける指導目標と原則の指導 期間の考え方～これからの 特別支援教室のあり方と都 情研に期待すること～」	○パネリスト 東京都教職員研修センター指導主事 増田 知洋 様 墨田区立業平小学校長(本会会長) 伊藤 康次 先生 西東京市東伏見小学校指導教諭(本 会企画運営本部総務)上山 雅久先生 ○コーディネーター 元中央教育審議会委員・明治学院大 学講師 田中 容子 様	590
第6回ブロック 研修会 (専門研修)	東	12月6日	14:30	足立区立洲江小学校	『手足や体の動かし方が上 手くいかない児童に対する 指導』	神奈川県立保健福祉大学リ ハビリテーション学科 作 業療法学専攻 大学院保健 福祉学科研究科教授 笹田 哲 先生	108
	北			豊島区立池袋本町小学 校 体育館	「就労に向けて小・中学校で できる支援」	一般社団法人日本雇用環 境整備機構 理事長 石井 京子 先生	125
	南			大田区池上会館 第一 会議室	「児童のアセスメントに基 づいた指導とは。 ～5 学年 男児の事例を基にして～」	Space Zero PDD 心理 教育研究所所長(元福島大 学大学院教授) 水野 薫 先生	79
	多摩南			にしみたか学園三鷹市 立第二中学校 体育館	「中学校通級の実践～keep try challenge 自分を好 きになる場所～」	西東京市教育支援アドバ イザー 渡辺 圭太郎 先生 (実践発表者)三鷹市立第 二中学校 校内通級教室 Port247 主幹教諭 高松 慶多 先生	66
	多摩北			昭島市立中神小学校 体育館	事例研修「ケースの見立てと 指導の方向性を考える ～実態把握と見立てのやり 方～」	西東京市立東伏見小学校 特別支援教室そよかぜ 指導教諭 上山 雅久 先生 (事例発表)日の出町立平 井小学校 主任教諭 真仁田 歩 先生	85
第3回ブロック研修会 合計(人)							463
	本部	12月	会報「みちびき」140号発行 公立幼・小・中学校等全校配布 計2300部				
	本部	1月	東京都教職員研修センター教育課題研究発表(東京都教職員研修センター)				
第7回ブロック 研修会(区市町 村地区研修)	地区	2月7日	14:30	各地区において 参加者人数は推計(人)			500
	本部	3月	会報「みちびき」141号発行 公立幼・小・中学校等全校配布 計2300部				
	本部	3月	令和4年度活動報告資料発行				
全研修会参加者合計(人)							5776

## 令和5年度 東京都公立学校情緒障害教育研究会 活動計画

月	日	曜	研修会名、事業名
4	11	火	企画運営本部委員研修会①
	18	火	第1回 企画運営本部長部会・役員
			令和5年度 定期総会・記念講演会
			地区ブロック本部長部会（5地区合同）
-	-	-	●都情研実態調査（全地区、基準日5月1日）
5	9	火	企画運営本部委員研修会②
	23	火	第1回 地区ブロック研修会（都情研入門）
6	6	火	企画運営本部委員研修会③
	20	火	第2回 地区ブロック研修会（都情研入門）
7	4	火	企画運営本部委員研修会④
	11	火	第3回 地区ブロック研修会（教室・学級運営）
	27	木	全情研埼玉大会（28日まで）
	-	-	★東京都教育委員会との連絡会 ◆会報「みちびき142号」発行
8	2	水	企画運営本部委員研修会・研究大会準備作業
	3	木	第8回 夏季研究大会（南ブロック大会）
			第2回 企画運営本部長部会・役員会（昼）
	22	火	課題研修会（中学校／自閉症・情緒障害学級）
-	-	-	★三連協（都難言、都弱視）
9	5	火	第4回 地区ブロック研修会（専門研修①）
	26	火	企画運営本部委員研修会⑤
10	10	火	第5回 地区ブロック研修会（専門研修②）
	24	火	企画運営本部委員研修会⑥
11	14	火	企画運営本部委員研修会・秋季セミナー準備作業
	21	火	第8回 秋季セミナー
12	5	火	第6回 地区ブロック研修会（専門研修③）
	12	火	企画運営本部委員研修会⑦
	-	-	◆会報「みちびき143号」発行
1	16	火	地区ブロック本部長部会（5地区合同）・企画運営本部委員研修会⑧
	23	火	企画運営本部委員研修会
2	6	火	第7回 地区ブロック研修会（各区市町村）
	20	火	第3回 企画運営本部長部会・役員会
3	5	火	企画運営本部委員研修会⑨
	-	-	◆会報「みちびき144号」発行 ◆都情研「令和5年度 活動報告」発行

### ◆今年度を振り返って

今年度は、新型コロナウイルス対策の動向を見つつ、可能な限り対面式集合研修会を開催することとなった。四月の定期総会では、久しぶりに八〇〇名弱の参加者が一堂に会し、研修への熱気を感じ、このような刺激が現場に元気を生み出すことを改めて確認することができた。各ブロックでも、会場の受け入れ人数を増やして集合研修が復活し、活気付いていった。

今年度、話題となった変化には、特別支援教室の教員定数が改定され、児童・生徒十名につき一名から十二名につき一名へと、巡回指導教員が減ったことが挙げられる。加えて、教員不足の影響を受け、定数未満の教員で凌ぐ教室がいくつも見られた。また、「原則の指導期間」への誤解による混乱もあり、現場の窮状に拍車をかけた。

そんな中で、喫緊の課題として、通級指導のパッケージ化の是非や指導目標や実態把握と評価についてをテーマとして取り上げた。総会記念講演会と夏季研究大会では、北海道大学大学院子ども発達臨床センター准教授の岡田智先生にご講演ご助言をお願いした。秋季セミナーでは、東京都教職員研修センターの増田知洋指導主事にお世話になった。その他、毎回の研修会の講師陣、そして運営にあたった先生方にも深く感謝したい。

企画運営本部長 総務 上山 雅久

## 令和四年度 都情研秋季セミナー パネルディスカッション (抄録)

### 特別支援教室における指導目標と原則の指導期間の考え方

#### 「これからの特別支援教室のあり方と都情研に期待すること」

【コーディネーター】

元中央教育審議会委員・明治学院大学講師

田中 容子先生

【パネリスト】

東京都教職員研修センター 研修部授業力向上課指導主事

増田 知洋先生

墨田区立業平小学校長 (本学会会長)

伊藤 康次先生

西東京市立東伏見小学校指導教諭 (本学会企画運営本部総務)

上山 雅久先生

ディスカッションでは、それぞれのお立場から分かりやすくお話していただきました。紙面に限りがあるため、お話のかりの部分を割愛せざるを得ず、誠に残念です。それでも、とても示唆に富む内容ですので、最後までお読みいただき、今後の指導に生かしていただければと願っています。また、本文内は敬称略とさせていただきます。(広報担当)

(田中) はじめに、今回のテーマを決めた経緯を含めて、教員の立場から上山先生、お願いします。

(上山) このテーマは、皆さんの関心のあるところということと考えさせていただきます。令和三年の三月に東京都から「特別支援教室の運営ガイドライン」が出て、その中で、「原則の指導期間」の考え方が書かれています。いろいろ

話が伝わってくると「あれ、これは、どういうことだ。」と少し焦った覚えがあります。現場の教員が

焦る形になってしまった原因の一つと思っているのが、東京都の「発達障害教育(\*注)」というリーフレットです。令和三年度に出て、その中で「特別支援教室では……関係者が一丸となって原則の指導期間内に指導目標が達成されるよう連携協力することが大切です」と強調されています。そのあたりから一年間で退室させなければいけないという印象を非常に強く受けてしまったのかなと思います。

(\*注・四年度の改訂版で修正あり)

六月に、LITALICO(りたりこ)

という民間団体の「発達ナビ」という発達障害ポータルサイトで「特別支援教室『指導期間は最長二年に?』新ガイドラインの内容やねらいとは 東京都教育委員会

インタビュアー」というコラムが出ていました。その中で、原則の指導期間というのは、基本的に一年間、二年間しか在籍できないということではないと東京都教育委員の方が回答されています。

今回のテーマを設定したのは、どうやら誤解されている「原則の指導期間」というのがどうして登場したのか、そのねらいについて直接都教委の方から聞いてみたいということ、そして、現場の教員が「通級による指導」の基本に立ち返って、実態把握や指導目標の立て方について学ばなければいけないのではないか、研究していく必要があるのではないかということからです。そのようなことが今回のテーマを決めた趣旨です。

さて、私からは、指導目標を立てるということについての考えをご紹介しますと思います。

特別支援教室だと、例えば「指示に従って活動できない」というような主訴が結構多いです。これに対して安直に指導目標を設定すると「授業中指導者の指示に従って活動できるようにする」というようになります。これでいいのかわからないです。主訴の背景や要因としてどんなことがあるか、考えられることを挙げてみます。

例えば、不注意で聞こえていない。聴覚的な問題というよりは、注意が向いていなくて聞こえていない。あるいは自分に言われてい

ると思っていない。社会的な認知の問題です。それから先生が何を言っているのか分からない。言語能力とかコミュニケーション能力の問題。あるいは「こだわりがあると、意味が分からない言葉が一個出てきただけで、全体が分からなくなってしまう、混乱する」というお子さんもいます。それから、学校ってこういうところだよということ、誤学習とか未学習でしっかりと習得されていない。基本的行動様式、年齢相応の社会性が入っていない。あるいは状況理解の失敗。これは先生の顔色とか、みんなの声の調子とか、様子とかをどう捉えるかという社会的認知の困難がある場合。その他にも、学習態勢が未確立である場合。感覚過敏とか鈍麻があつて、じっとしてられないお子さん。そもそも学習意欲が低下してやる気にならない。愛着の課題や選択性緘黙。学級経営の問題。家庭の問題、養育態度の問題。

ざっと挙げただけでこんなにたくさんあります。この中のどれなのかということ、まずは把握しなければいけません。子供の行動の背景を探らないと指導目標は立てられないのです。

例えば、言葉の意味が分からないのではないか。それから状況理解の困難があるのではないか。また、いろいろ失敗を積み重ねて学習意欲が低下しているのではないか。このように仮説を立てたとしたら

指導目標は、「言語コミュニケーション能力の向上を図る」「小集団場面できざまな体験を通して自己肯定感の向上を図る」ということになってきます。言語コミュニケーション能力の向上を図ることは、結構長期計画ですので、これを一年間、半年とか、短期目標、長期目標のレベルに落として行くのは意外と難しいことだと思います。ここで専門性が要求されます。例えば年間の目標は、「学習中に使われる表現を知り、一斉指示で活動できる」とする。一気にかなり絞り込まれた内容になりました。学習中に使われる表現とは「起立、気をつけ、礼」や「まとめなさい」などです。それらが何を意味しているのかを知って、一斉指示で活動できる。それを短期目標に落とし込むと、例えば前期は「分からない時に分かりませんが言える」後期は「友達の行動を見て指示を推察して活動できる」としました。なぜかという、私がイメージしたお子さんというのは、言語・コミュニケーション能力の低下があつて、その背景としてASDなどの発達障害があるお子さんです。障害特性をすぐ何とかするというのは無理なのです。でも分からないから動けない、やらないではなくて、どうすれば学級の中で学習活動ができるのか。「分かりませんが言える」と教えてもらえます。いろいろな助言・支援がもらえる

わけです。安心して「分かりませんが言えるようにする」というのは、大きい集団の中ではなかなか難しいです。だから、小さな集団、特別支援教室の小集団でやってみる。これは非常に具体的な短期目標です。後期はそれを受けて「友達の行動を見て指示を推察して活動できる」とします。誰か一人気の利いたよく動けるお子さんを決めて、「あの子の行動を真似しなさい」というような指導をするわけです。指示の全部が分からなくても、真似をしたり、「分からないから教えて」と言ったりして活動できるといふのがこの場合の指導目標の立て方です。

それで学期、あるいは年間で評価して振り返り、修正をする。実態把握は、ずっと続くものです。それに応じて指導目標を変更していく。これが原則の指導期間と繋がっていくことかなと思つています。(田中)では、次は、伊藤先生、よろしくお願いいたします。

(伊藤) まず、管理職から見た原則の指導期間についてお話しします。そもそも、入室する児童数の見通しが立たず、教員数が決まらないということが管理職として一番大きな悩みです。私が勤めている墨田区ですと、例年だいたい年明けぐらいに児童の人数のおよそが固まり、それに伴って教員定数が固まってきました。年が明けるまで児童の人数が確定しないのは非常に

苦しいところがあります。そうすると、できるだけ早めにある程度の児童の人数を確定したいと思うわけですが、例えば次年度に指導を継続するのか、退室するのかという判断を、秋にやろうとしますと、夏頃にはそれぞれのお子さんの状況を評価しながらある程度決定していかなければなりません。これを巡回指導の先生方と通常の担任の先生方、そして管理職を交えて、校内委員会等で決定していくわけです。実際、指導回数としても夏までだと十回程度の指導になるのでしょうか。その指導で、子供の成長や変容を判断することが本当に可能なのかと思います。

二点目としては、特別支援教室での指導・支援を熱望する保護者に納得していただけるような十分な説明責任をどう果たしていくかということ。入室の際はもちろんですが、退室の時においても、本人や保護者の意見や願いを尊重し、実際に指導に当たる専門家としての説明責任があると思つていきます。そういった意味から考えても、改めてどのような指導目標を立て、どのように指導方法、指導内容を工夫していくのかということとを、支援を受ける児童本人、そして保護者の立場になつて、学校側がしっかりと共通認識をもつかがいかに重要であるかということが分かります。このことが土台になつて、その上で指導時間とか指

導期間ということがあるところとを強く感じているところです。

三点目としては、言いにくいことですが、校長先生方の中にも理解の違いというものがありまして、学校間や地域間での考え方や制度の違いということにも直面しています。また、拠点校で校長として七事務めてきましたけれども、拠点校と巡回校では、その指導の様子が見え方、先生方とのコミュニケーションも含めてずいぶん違うなということを両方の立場を経験して今、実感しています。本区墨田区においては、拠点校の校長会を年に数回行つております。教育委員会と主に特別支援教育に関する様々な施策の説明を受けたり、特別支援教室で実際に指導を担当している先生方から上がってきた課題点を共有したりしながら、解決策を模索しています。さらには、その拠点校の校長同士で情報交換が行われているのですが、私が巡回校の校長になつたので、拠点校の校長会で一体どういふ話がなされているのか、何が議論されているのかということが見えなくなりました。一つの区の中だけでも校長間でもつている情報量はやはり違つてしまします。これが地区を越えていけば、どんどんその差が生まれてくるだろうと思つていきます。やはりこういう状況下でとても大切なことは、私自身の反省も含めて、校長を含めて先生方の専

門性の向上、特に私たち管理職の立場も、より一層この特別支援教育について専門性を高めていく必要があると思っています。

最後に、都情研の実態調査報告についても触れたいと思います。小学校では、昨年度退室した児童数が二六〇三名で、そのうち六十八%、人数にして一七五九名の退室理由が「課題の改善」となっています。では、いったい課題はどのように改善されたのか。そして、そもそもどんな指導目標を立てて、その指導の効果をどのように評価したのだろうか。今後、深く検証したいと感じているところです。

(田中) 伊藤先生、ありがとうございます。それは、増田先生よりしく願いました。

(増田) 特別支援教室の運営ガイドラインの内容になりますが、改めて先生方にご理解頂ければという内容をお伝えいたします。

先生方には、一人一人の児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導目標を立て、在籍学級で学校生活を送れるようにすることを目指し、指導していただいているところです。指導開始後は十分な評価がされないまま指導が継続される事のないよう、在籍学級での適応状況を把握する機会を設けるなど、指導の成果を振り返り、指導開始当初の指導目標の達成状況を確認することが重要です。振り返

りの際は困難を完全に解消したかどうかではなく、児童・生徒が自己の特性を理解して対応の仕方を学び、前向きに学習等に取り組みることができるようになったかなど、在籍学級で感じていたつまづきが軽減したかという視点で捉えることが必要になります。そこで振り返りを行う節目の期間を設定し、原則の指導期間と定めさせていただいております。振り返りを行う節目の期間というところが重要なポイントとなります。特別支援教室の指導を終了することは、児童生徒が必要とする特別な教育的支援が一切なくなるということではなく、在籍学級における支援へと移行することです。また、原則の指導期間を定めて指導を終了すること自体が目的とならないように、児童生徒、保護者に対して原則の指導期間の意義を丁寧に説明することが重要となります。

原則の指導期間の延長については、原則の指導期間内に指導目標を達成できない場合において、次の①から④の全てを満たす場合には、区市町村教育委員会が設定する判定委員会などにおいて審議し、指導を延長できるとしています。

- ① 当年度の指導目標が未達成であり、同様の指導目標で指導を継続する必要があること。
- ② 指導期間延長後の具体的な指導方針や指導計画等が明確であること。
- ③ 延長後一年以内で指導目標が達

成できる見込みであること。

指導を延長する場合は、再設定する指導期間は最長一年間としています。なお、年度途中に入室した児童・生徒は、翌年度末まで原則の指導期間として設定され、年度初めに入室した児童・生徒よりも指導期間が長いことから指導の延長という考え方は適用しないということになっています。一年で必ず終了しなくてはならないというわけではありません。条件を満たし、審議により最長一年間の延長が可能ということになります。先ほどお伝えした条件の通り、指導目標・指導計画が明確で、具体的に計画的であることが大変重要です。

続いて延長期間終了後の対応に関する検討についてです。指導延長した場合、原則同様の指導目標で最大二年間特別支援教室において指導を行うこととなります。延長期間内に設定した指導目標が達成できない場合、引き続き特別支援教室での指導を継続することが適切なのか、別の支援方法が適切なのか、区市町村教育委員会が設定する判定委員会や就学指導委員会等において、改めて十分に審議し、総合的に判断することが求められるとしています。ここでは設定した指導目標が達成できない場合なのですが、その設定した目標と現在の見直しも含まれています。

指導を延長してもなお、特別支援教室での指導が適当と判断した場合、改めて指導目標を設定し、個別指導計画及び連携型個別指導計画を作成する等により指導・支援を進めることになっています。原則の指導期間の一年間が終了するか、また一年間延長するか、最長二年後にいったん退室等して再度入室するなど、児童・生徒の成長や保護者との合意形成等を考慮して決定していくこととなります。そこでやはり重要になるのが先ほども言いました明確で計画的で具体的な指導目標や指導内容、指導計画となつてきます。明確で計画的な指導目標を設定するためには担当されている先生方の指導力や専門性の向上が不可欠だと考えています。東京都教育委員会では来年度に向けて、より一層特別支援教育に関する研修等の充実を計画しているところであります。

(田中) ありがとうございます。個別指導計画について、先ほどの上山先生のお話の中で、主訴の背景を探り、具体的な目標を立てていくというお話がありました。このようにスモールステップに落とし込んで目標を立て直すというような場合でも、指導の継続という考え方でよろしいですか。

(増田) 振り返りの期間で見直しますということはもちろん考えられます。各区市町村で設定されている判定委員会等の中で、しっか



りと保護者の合意形成を踏まえながら目標設定をしていって、延長一年するということも可能です。

(田中)ありがとうございます。それでは、私から三人の先生に質問があります。上山先生には日々の特別支援教室の活動の中で、教員同士でどのようなことに気を付けていったらよいか。伊藤校長先生には、日々、学校の中で通級の先生たちが管理職や周囲の先生たちとどういうことを求めていったらよいか。増田先生には、都の研修もそうですし、日々先生方が市区町村でどのような研修会を企画し立ち上げていくべきか。一言ずつお答えいただければと思います。(上山)読み物や研修会を通してではなくて、子供と一緒に見て、どのように感じるのか、どういう情報が足りないのかということの日々話してくことが大事だと思います。日々事例検討しているようなもので、OJTの代わりにもなります。その中で、ベテランの方から若い方へ、考え方や方法を受け継いでいく。子供のどういうところを見ていけばよいのかというところが伝わっていくかというのが一番素直なやり方かなと思います。時間もなかなか厳しいのですが、ちよつとした隙間時間に特別支援教室の職員室の中で、こうした話ができるとうよいと思います。

(伊藤)私は管理職として、情緒障害等通級指導教室の校長もして

おりました。モデル実施の校長として他校に行ったときに、校長としてお願いしたのは、「自校の子供たちのことです。授業を見てください」ということです。その授業の中で、きつと教室とは違う姿が見られるはず。そして、教室とはちがう巡回の先生方の関わりがあるはずなのです。やはり自校の子供たちが受けている支援を校長が責任もって見るということを最初にしようと考えると、校長会等また、巡回先の校長先生とそういう話をしながら、管理職としての意識の向上を図っていきました。やはり授業を見合うということが専門性を高める上での近道の一つなのかなというところで実施させていただいております。

(増田)東京都が実施している初任者の特別支援学級担当者向けの研修にも毎年全都から、五百人近い先生が応募されます。一年目の先生の研修は年間三回実施しています。特別支援学級等の基礎的な理解、授業のつくり方や個別指導計画、学校生活支援シートの内容です。また、区市町村における若手教員育成研修の中では、一年目に必ず特別支援教育も入っているかと思えます。都と区市町村で連携して研修を実施するという形は、今後、検討する必要があると思います。また、先日、国から教員の育成指針の新たな指標が出され、新たに「特別支援教育」が入って

きました。それに合わせた研修の充実ということも検討していく必要があると思います。

(田中)ありがとうございます。最後に少しですが、私からお話をします。先ほどの先生方のお話の中でも、PDCAのサイクルの中で、しっかりと一年ごとに評価をしていくというお話だったと思います。ですからこの原則の指導期間の意味するところは、実態に合った指導目標の立案と評価をしつかりと行っていくことだと思えますので、これまでと同様、子供さんの特性を子供さん自身も理解する。そして保護者の方も理解する。そして、ご自分の特性に折り合いをつけながらよりよい人生を送っていただくためにどうしたらよいか、そういうことをしていただけるとよいと思います。

「都情研に期待すること」としましては、インクルーシブな社会における教育の場の連続性ということ、一番、二番は通常の学級です。ユニバーサルデザインによる誰にでも分かりやすい授業。そして、お子さんに特性がある場合には、学級内での特性に応じた配慮・指導。このところを通常の学級の先生方がしっかりとできるように、三番の通級の立場から先生方にお伝えしていただきたいと思えます。この一番、二番をしつかりやった上で、なお特別の時間の指導が必要なお子さんがこの三

番の通級指導ということになると思えます。また、四番が特別支援学級の指導ということになります。もしも固定級での指導が適切というお子さんがいましたら、是非早く繋いでいただきたいと思えます。どんなお子さんでも個別、ないしは小集団の通級に来れば伸びます。通級の場では伸びるのです。でも、通常の学級でそれを般化できるかどうかは通級指導の是非を決定するポイントになります。そういう視点に立って、もしも固定級の方がそのお子さんの自立にとってプラスだというふうに判断されましたら、プラスの積極的な意味をもって固定級への繋ぎをしていただけたらなと思います。そしてその延長線上に特別支援学校があると考えています。それから、是非通級の先生方は保護者の同意を取りながら、医師、精神保健福祉士、オプトメトリスト、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等、医療関係職との連携、さらに、心理、福祉機関の方との連携を、積極的に進めていただければと思います。

## 編集後記

広報に関するご意見・感想がありましたら左記までお寄せください。編集・発行 企画運営本部広報担当 各ブロック 広報係

世田谷区立赤堤小学校(石田明人)

☎03・6379・5252